

北 本 市 教 育 委 員 会 令 和 6 年 6 月 定 例 会 会 議 録					
1 日 時	令和6年6月27日(木) 午後2時00分から3時19分まで				
2 場 所	北本市役所 会議室3-F				
3 教育長の氏名	神子修一				
4 出席した委員の氏名	一	委員 黒川範子	二	委員 久保田篤正	三 委員 関根桂子
	四	委員 森田高正	五	委員 北條規	
5 欠席した委員の氏名					
6 説明のため出席した職員	坂口教育部長、磯野教育部参事、藤原教育総務課長、木暮学校教育課長、笹原学校教育課副課長、櫻井生涯学習課長、坂詰生涯学習課副参事、大平文化財保護課長				
議案及び報告件名	議 事 の 大 要				
1 開会の宣言	神子教育長： 令和6年北本市教育委員会6月定例会を開会する。				
2 会議録の承認について	神子教育長： 令和6年北本市教育委員会5月定例会の議事録について質問、意見、訂正等あるか。 — 各委員、特に意見なし — 神子教育長： 当該議事録については、承認としてよろしいか。 — 各委員、了承 — 神子教育長： 当該議事録は、承認する。				
3 会議録署名委員の指名について	神子教育長： 本日の会議録の署名委員については、1番の黒川委員にお願いします。				
4 議事の取扱い	神子教育長： 本日の案件は、報告事項が5件、審議事項が3件の合計8件である。 なお、本日の教委報告第49号、第50号及び教委議案第22号から第24号については、個人情報に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、「非公開」審議としてよいか伺う。 — 各委員、了承 — 神子教育長： 当該案件については、「非公開」審議とする。				
5 報告事項(公開案件)	神子教育長： 教委報告第46号「教育長の決裁処分(共催・後援)の報告について」について、生涯学習課より説明をお願いします。				

(1) 教委報告第46号「教育長の決裁処分（共催・後援）の報告について」	櫻井生涯学習課長： （教委報告第46号の説明） 神子教育長： 本件について、質疑はあるか。 森田委員： きたもと写真コンクールについては、落選という取扱いはあるか。 他で行われている美術展等で選外者、落選者から苦情が入ることある。 櫻井生涯学習課長： 落選という取扱いはしていない。 応募作品全体から受賞する作品については、〇〇賞という形となる。 受賞作品以外について落選、選外という表現は使用しない。 神子教育長： 応募されたものは全て展示されている。 その中で、賞毎に評価するテーマに沿っているものを表彰対象としている。 森田委員： 提案であるが、市内に素晴らしい写真家がいらっしゃる。 そういう方に御協力をいただきながらうまく運営できると良いのではないか。 別件であるが、ロケットアカデミーのデモンストレーションでロケットを打ち上げるのは、どこで行われるのか。 神子教育長： 打ち上げ場所については、確認した上で別途報告すること。 黒川委員： 鴻巣北本青年会議所については、以前より青少年健全育成のために様々活動しているが、ロケットアカデミーについては初めての開催となる。 このタイミングでこのロケットアカデミーを開催する理由は何かあるか。 鴻巣北本青年会議所の金子氏は研究者や科学者の方か。 神子教育長： どこで打ち上げを行うのか、金子氏がこういった経歴の方が確認出来るか。 櫻井生涯学習課長： 金子さんは県議会議員をされているようである。 ロケットの研究をやっているかについては分からなかった。 関根委員： キッズマネースクールについて、昨年度の参加人数はわかるか。
---	---

(2) 教委報告第47号「令和6年第2回北本市議会定例会一般質問について」	櫻井生涯学習課長： 昨年度の参加者は、保護者と合わせて84名の参加だった。 関根委員： 近隣自治体では、年2回開催されているが、本市では1回開催予定か。 櫻井生涯学習課長： 昨年度は定員70人のところ、84名参加の実績であったので、参加者は多いが、今回の開催予定では1回である。 神子教育長： 他に、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 神子教育長： 教委報告第46号については、了承としてよいか。 — 各委員、了承 — 神子教育長： 本件は、了承とする。 神子教育長： 教委報告第47号「令和6年第2回北本市議会定例会一般質問について」について、教育部長より説明をお願いします。 坂口教育部長： (教委報告第47号の説明) 神子教育長： 本件について、質疑はあるか。 黒川委員： 村田議員件名2要旨2の答弁はあるが、件名2要旨1の小1の壁についての答弁が無いがどうなったか。 坂口教育部長： 他の議員の質問と重なったために、議員より質問の取下げがあった。 黒川委員： 小1の壁については、様々なところで取り上げられているが、議員の方は市民から実際の要望を受けて質問をしているのか、社会一般の情報から質問しているのか。 坂口教育部長： 質問の中では市民からの要望があったという話は無かったが、議員の普段の活動の中で要望を聞いているのではないか。 久保田委員： 学校教育において、児童生徒の生活保護制度周知は行われているかという質問の主旨は、困っている児童・生徒を救済する制度があるということを児童・生徒に周知しているか、ということか。
--	---

(3) 教委報告第48号「北本市体育センター特定天井等改修工	坂口教育部長： そのとおりである。 周知については、児童・生徒の保護者にすべきものであるが、子供の段階で、そのような制度があるということを知識として身に付けておくのが大切だという内容を答弁した。 北條委員： 「ジェンダーの教育について」という質問は、ジェンダー教育についてどのように進めているのか、ということか。 北本市の教育現場でジェンダーのすそ野が広がっているということか。 坂口教育部長： ジェンダー教育をどのように進めているのか、という質問であった。 北條委員： 体罰等の実態調査の見直しについての質問に対して、さわやか相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を配置しているといった答弁をしているが、それぞれ横連携しているのか、などといった質問は無かったか。 坂口教育部長： 質問は無かったが、実際の現場では相談員等に入ってきた情報の共有は図られている。 北條委員： デーノタメ遺跡については、国の審議会の答申が出てきた中で、様々な取組みが始まると思うが、この段階でどのように整備していくかといった質問は無かったか。 坂口教育部長： 質問は無かったが、今後、活用計画等を策定していく中で広く意見を募りながら、実現可能なものを検討していく。 神子教育長： 他に、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 神子教育長： 教委報告第47号については、了承としてよいか。 — 各委員、了承 — 神子教育長： 本件は、了承とする。 神子教育長： 教委報告第48号「北本市体育センター特定天井等改修工事について」について、生涯学習課より説明をお願いします。 櫻井生涯学習課長： （教委報告第48号の説明）
--------------------------------	---

事について」	神子教育長： 本件について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 神子教育長： 教委報告第48号については、了承としてよいか。 — 各委員、了承 — 神子教育長： 本件は、了承とする。	
6 報告事項(非公開案件) (4) 教委報告第49号「本市青少年問題協議会委員の委嘱について」	神子教育長： 非公開審議に入る。 教委報告第49号「北本市青少年問題協議会委員の委嘱について」について、生涯学習課より説明をお願いします。 櫻井生涯学習課長： (教委報告第49号の説明) 神子教育長： 本件について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 神子教育長： 教委報告第49号については、了承としてよいか。 — 各委員、了承 — 神子教育長： 本件は、了承とする。 神子教育長： 教委報告第50号「北本市公民館等運営審議会委員の委嘱について」について、生涯学習課より説明をお願いします。 櫻井生涯学習課長： (教委報告第50号の説明) 神子教育長： 本件について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 神子教育長： 教委報告第50号については、了承としてよいか。 — 各委員、了承 — 神子教育長： 本件は、了承とする。	
(5) 教委報告第50号「北本市公民館等運営審議会委員の委嘱について」 7 審議事項(非公開案件)	神子教育長： 本件は、了承とする。 神子教育長： 審議事項に入る。	

(6) 教委議案第22号「北本市人権教育推進委員会委員の委嘱及び任命について」	神子教育長： 教委議案第22号「北本市人権教育推進委員会委員の委嘱及び任命について」について、生涯学習課より説明をお願いします。 櫻井生涯学習課長： (教委議案第22号の説明) 神子教育長： 本件について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 神子教育長： 教委議案第22号については、可決としてよいか。 — 各委員、了承 — 神子教育長： 本件は、可決とする。
(7) 教委議案第23号「北本市社会教育委員の委嘱及び任命について」	神子教育長： 教委議案第23号「北本市社会教育委員の委嘱及び任命について」について、生涯学習課より説明をお願いします。 櫻井生涯学習課長： (教委議案第23号の説明) 神子教育長： 本件について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 神子教育長： 教委議案第23号については、可決としてよいか。 — 各委員、了承 — 神子教育長： 本件は、可決とする。
(8) 教委報告第24号「北本市文化財保存活用地域計画策定協議会委員の委嘱及び任命について」	神子教育長： 教委議案第24号「北本市文化財保存活用地域計画策定協議会委員の委嘱及び任命について」について、文化財保護課より説明をお願いします。 大平文化財保護課長： (教委議案第24号の説明) 神子教育長： 本件について、質疑はあるか。 神子教育長： 今後運営していく中で、委員の追加は可能か。 大平文化財保護課長： 定員は15名であり、予算の範囲内で追加することが可能である。

	来年度以降に随時追加していくことは出来る。 神子教育長： 委員が指摘している都市計画に精通している人は、もし必要とされるタイミングが来たら、その時点で入っていただくということでもいいか。 大平文化財保護課長： そう考えている。 策定された計画を進めていく上でも、委員を増やしていくことは課題として持っている。 神子教育長： 他に、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 神子教育長： 教委議案第24号については、可決としてよいか。 — 各委員、了承 — 神子教育長： 本件は、可決とする。
8 その他	神子教育長： その他、事務局から連絡事項はあるか。 文化財保護課： (デーノタメ遺跡の国史跡指定答申について) 教育総務課： (小中学校体育館空調設備設置事業の見直しについて) 学校教育課： (令和6年度北本市教育委員会教育委員学校訪問について) 教育総務課： (令和6年度埼玉県市町村教育委員会教育委員研究協議会について)
9 閉会の宣言	神子教育長： 以上をもって、北本市教育委員会6月定例会を閉会する。
	北本市教育委員会会議規則第17条の規定により、署名する。 令和6年7月17日 教育長 神子 修一 署名委員 黒川 毅子 書記 落合 元

